サービス連合
サービス・ツーリズム産業労働組合連合会

第70号　2024年5月1日

毎月1日発行　1部50円（組合員の購読料は会費に含む）

サービス・ツーリズム産業労働組合連合会
〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町9-6 坂町Mビル2階
TEL 03-5919-3261　　発行人 石川聡一郎

2024春季生活闘争の中間まとめ
～人財確保競争を勝ち抜き正の好循環へ！～
5%以上賃金改善の加盟組合が多数

サービス連合では、2024春季生活闘争を大きな転換点と位置づけ、人財不足が深刻化する中、他産業との人財確保競争に勝ち抜くため、労務費を含めた適正な価格転嫁を行い、正の好循環から産業の持続的な発展へ繋げることができるとして闘争を展開しています。

3月27日に2024春季生活闘争第3回闘争委員会を開催し、要求、交渉状況を確認するとともに、交渉中の加盟組合の後押しとなるよう、情報共有をおこないました。また、4月17日に第4回闘争委員会を開催し、4月15日現在におけるサービス連合全体の要求、交渉・合意状況を踏まえ、中間のまとめを確認しました。

要求状況

4月15日現在で要求書を提出した加盟組合は82組合（62・12%）となっています。

賃金改善要求を掲げた加盟組合は78組合となっており、そのうち76組合が実質的な賃金改善を要求し、定期昇給分と併せて5%水準を要求している加盟組合が69組合に達しています。多くの加盟組合が2024春季生活闘争の位置づけを重く受け止めて要求をおこないました。

交渉・合意状況

4月15日現在、49組合がいずれかの項目で合意しており、賃金改善については、実質的な賃金改善で39組合が合意（HL22組合・TR12組合・KK5組合）、定期昇給と併せて5%相当を超える水準で合意した加盟組合が27組合（HL17組合・TR8組合・KK2組合）となっています。中期的な賃金目標「35歳年収550万円」の実現にむけ、これまでの歩みを大きく加速させるべく人財への投資を前面に出して粘り強く交渉した結果であると認識しています。

一時金については、35組合（HL23組合・TR9組合・KK3組合）が合意し、多くの加盟組合が夏期一時金において前年実績以上の水準（単純平均1・705カ月／HL1・53カ月・TR1・81カ月・KK2・1カ月）で合意しており、年間一時金でも前年度を上回る水準を引き出した加盟組合もあります。

最低保障賃金については、人財確保の観点から採用競争力を強めるため最低賃金の重要性が増していることなどから、粘り強い交渉が協定化につながり、企業内最低保障賃金を含め、4月15日現在で合意した加盟組合は30組合となりました。

その他要求については、休日数の増加に合意した加盟組合があったほか、年次有給休暇や時間単位年休の制度拡充や取得促進、勤務間インターバル制度の時間拡大に関して合意した加盟組合もあります。

また、具体的な項目については合意に至らなかったものの他産業との人財確保競争にむけて、年間総実労働時間の短縮について労使で認識をあわせ、今後継続して取り組んでいくことを確認した加盟組合も多くありました。高年齢者の雇用、待遇改善についても今次春季生活闘争で合意に至った加盟組合も目立っています。


2024春季生活闘争　第3回闘争委員会

～賃上げ機運を高め交渉中加盟組合の後押しを～
関係業界紙・誌、報道各社との記者懇談会を開催

4月11日（木）、関係業界紙・誌、報道各社の記者との懇談会を開催しました。

サービス連合では、毎年4月に懇談会を開催しており、途中経過とともに、春季生活闘争全般の考え方や要求水準の組み立てなどを詳しく説明し、理解を深めていただく機会としています。

今回の懇談会では、2024春季生活闘争について中間報告をおこなうとともに、「2024年度の重点政策」と「弁護士による無料労働相談」についても趣旨を説明したうえで、質疑応答・意見交換をおこないました。

出席者からは、春季生活闘争における労使の合意背景についての質問など、交渉中の加盟組合の後押しとなるような前向きな質問もあり、活発な意見交換となりました。

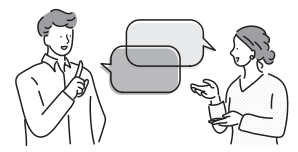



中央執行委員会で学習会を実施

～交運労協の取り組みと活動について～


交運労協慶島事務局長の講演

サービス連合では今年度、労働者自主福祉運動やジェンダー平等推進、政策制度などについて運動を更に推進するため、中央執行委員会の開催に合わせて、外部から講師を招いて学習会を実施しています。

2月21日に開催した第7回中央執行委員会では、政策について学ぶ機会とするため、全日本交通運輸産業労働組合協議会（交運労協）の慶島譲治事務局長をお招きし「交運労協の取り組みと活動について」をテーマに講演を受けました。講演では、行政・政治との関係性や国会法案審議への関わり、現下の政策課題などについて多岐にわたりお話しいただきました。質疑応答では、交通関係の課題解決や組合員に対する政策活動意義の伝え方などについて出席者から質問があり、活発な意見交換となりました。

～マイカー共済の取り組みについて～

3月27日に開催した第8回中央執行委員会では、こくみん共済coop本部組織推進部の竹内課長と秋元氏を招き、「マイカー共済の取り組みについて」をテーマに、制度の詳細と意義について説明を受け、加入拡大にむけて取り組む重要性を共有しました。組合員の可処分所得向上とともに社会貢献にもつながることから「マイカー共済」を加盟組合への周知を通じ組合員の運動への参画を促していきます。今後も中央執行委員会での学習会を実施し、役員のスキルアップを通じ、加盟組合の支援に生かしていきます。


講演の様子

2023年度サービス連合社会貢献活動デー
～全国7地域ブロックで一斉に観光地の清掃活動を実施～

サービス連合は長期ビジョン「平和産業の担い手として、国際的な視野による産業地位の向上」の項目の中で、社会貢献活動や国際活動をつうじ、包摂的で持続可能な社会を目指すSDGsの実現に取り組むこととしています。地域での社会貢献活動をつうじ、組合員が平和産業の担い手として、多くの働く人々や市民と幅広く連帯し、自由、平等で公正な福祉社会、環境にやさしい社会の実現をめざして積極的に貢献していくことを目的に、4月13日（土）、第1回目となる社会貢献活動デーを開催しました。

当日は多くの地域ブロックにおいて天候に恵まれ、一斉に観光地の清掃活動を実施し、組合員とご家族が多数参加しました。また、清掃活動の実施後には加盟組合間の交流機会として懇親会を開催し、団結を深めました。

一見、きれいに見える地域であっても、いざ清掃を開始すると多くのごみやたばこの吸い殻などが見受けられました。集まったごみの量は想定を超える量となった地域も多く、改めて各地域のごみ問題などについて考える機会となりました。参加した皆さんが地域の社会貢献への参画を実感し、今後も継続した社会貢献活動に取り組むきっかけとなれば幸いです。





















ごみポイ捨ての現状は？

令和6年3月に環境省環境再生・資源循環局が発表した「令和5年度ポイ捨てに関する調査報告書」によると、ポイ捨てされたごみの量を調査していると回答した市区町村は154で全体の約9％でした。また、ポイ捨てされることが多い物の種類は、上位から空き缶が22％、ペットボトルが22％、たばこの吸い殻17％、プラスチック製容器包装16％となっています。

ポイ捨てされたごみの回収方法については、ボランティアによる回収が全体の約29％、自治体の直営での回収が約27％という状況です。また、ポイ捨てを規制する条例等については、「制定済み」が1,054市区町村と全体の約60％、「制定予定なし」が632市区町村、全体の約36％となっています。今回の社会貢献活動デーではごみのポイ捨てによって地域の景観が損なわれる現状を目の当たりにしました。ごみのポイ捨ては、様々な法律により禁止され、罰せられる行為です。景観を損ねるだけでなく、地球環境を悪化させ、時には火災や交通事故の原因となる可能性もあります。ごみのポイ捨てをなくし、快適に過ごせる、住みやすい地域、環境にするため、引き続き取り組んでいきましょう。

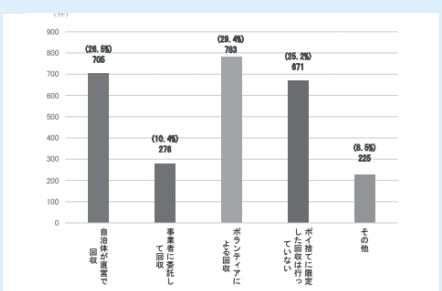

ポイ捨てされたごみの回収方法
（出典:環境省　令和5年度ポイ捨てに関する調査報告書）

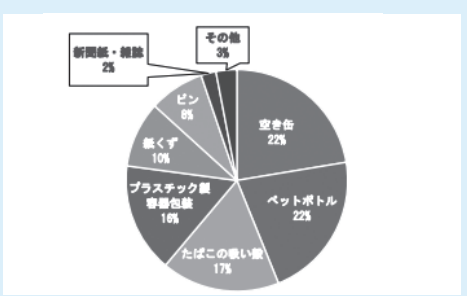

ポイ捨てされることが多い物の種類
（出典:環境省　令和5年度ポイ捨てに関する調査報告書）

重点政策の実現にむけた取り組み
～人手不足を解決し魅力ある産業へ～

サービス連合では、「サービス連合の政策２０２４年１月～12月」を策定し、その中から特に優先度をもって取り組まなければならない事項を「２０２４年度サービス連合重点政策」として、各政党、関連省庁、関連団体に対して要請行動をおこなっています。今年度は「重点政策」の最重要課題として人手不足、人財確保について取り上げ、様々な視点で実態把握をおこない、課題解決にむけて取り組んでいます。まず、加盟組合の協力により、人手不足、人財確保への実態把握として「人手不足に関するヒアリング調査」を実施し、旅行業、宿泊業、国際航空貨物業（フォワーダー）での現状把握をしました。そこでは人財不足を理由に85％の組織（旅行・宿泊）がなんらかの営業制限をしている実態や、退職理由として「賃金が低いこと」77％、「産業や会社の将来性不安」58％、「勤務時間の長さや仕事量の多さ」55％などの実態が解りました。

また、国際航空貨物業の認知度向上にむけて、学生とその親を対象としたインターネット調査を実施しました。その結果、国際航空貨物業の認知度は26・5％と低水準でした。また、「私たちが生活していく上で必要不可欠なエッセンシャルワーカーと呼ばれる仕事を積極的に考えている」と回答した学生は20・3％に対して、親世代は11・5％と低い結果となりました。これらを受けて、一般社団法人航空貨物運送協会（ＪＡＦＡ）を訪問し、今後の人手不足、人財確保への取り組みについて意見交換をおこないました。

そして、ホテル関連の専門学校に対して、入学してくる学生の傾向や教育現場の現状や課題感についてヒアリングを行い、将来サービス・ツーリズム産業を支える若年層について情報収集をおこなう一方で、地方における人手不足、人財確保の取り組みについてユニークな人材マッチングサービスをおこなっている事例研究などの情報支援をおこいました。サービス連合では様々な観点から人手不足、人財確保の要因を把握し、重点政策の実現に向けて各関係省庁や関係団体に対する要請行動に引き続き取り組みます。



～産業内のコンプライアンス強化にむけて～
障害者差別解消法・下請法学習会を実施

健全な産業の発展にむけてコンプライアンスは根幹であり、徹底して取り組む必要があることから、２月に産業内のコンプライアンス強化にむけた学習会を開催し、多くの加盟組合から受講者が参加しました。

２月13日に開催した障害者差別解消法の学習会では、放送大学教授の川島聡氏を講師に招き、４月１日の改正法施行にむけて障害者差別解消法のポイントや旅館業法の改正に合わせた留意点などについて講演いただきました。障害者差別解消法では、障がいのある人への合理的配慮を通じて、共生社会の実現を目指しています。講演では具体的な事例もまじえて、差別にあたるもの、あたらないもの、どのように配慮すべきかなどについて詳しく解説を受けました。

２月14日には、公益財団法人公正取引協会事務局長の島田成久氏より下請法の注意点、ポイントについて講演を受けました。下請法については、独占禁止法との違いや優越的地位の濫用、買いたたき、書面交付義務、支払遅延などについて、理解促進を図っていかなければなりません。しかし、我々の産業ではまだ十分に理解が進んでいるとはいえません。我々の産業は親事業者の場合もあるとともに、下請事業者にもなりえます。下請法に違反した場合には、公正取引委員会から、違反行為をやめるよう勧告され、企業名や違反事実の概要が公表されます。下請法違反は企業価値を大きく損なう行為であることから、一人一人が公正な取引を意識して業務に従事する必要があります。

サービス連合ではコンプライアンスを意識した取り組みを今後も継続していきます。

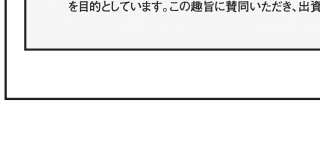





今日の首里城

～先日の想いを新たな世代へ～



２０２６年の完成を目指しておこなわれている首里城正殿の再建工事は、昨年12月下旬に骨格が完成し、現在は屋根の瓦ぶきなどの工事が進められており、「扇垂木（おうぎだるき）」と呼ばれる技法が用いられ、四隅に美しいカーブを描く屋根が形作られています。６月以降には赤瓦の取り付けや漆の塗装が本格的に始まり、再建工事は最盛期を迎えます。今回は４月に撮影した素屋根内の再建工事の様子をお届けします。今後も首里城再建にむけ、進捗を皆さんに共有していきます。



美しい形を現わした木組みの屋根

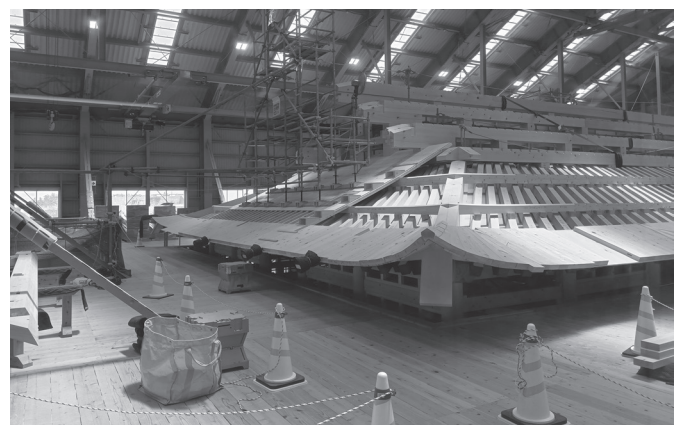

首里城正殿三階部分の屋根



多くの鉄骨に覆われた重厚な土台部分

加盟組合紹介

IHG・ANAホテルズ労働組合連合会

私たちＩＨＧ・ＡＮＡホテルズ労働組合連合会は、もともと全国にある全日空ホテルの労働組合が連携を図るため、１９８１年に設立された『全日空ホテルズ労働組合連絡会議』を前身とする労働組合の団体です。『連絡会議』は、１９８８年に『全日空ホテルズ労働組合協議会』に組織が改編され、１９９２年には執行機関を有する『連合会』となっています。全日空ホテルズがＡＮＡとＩＨＧ（インターコンチネンタルホテルグループ）の共同事業体であるＩＨＧＡＮＡとなったことを機に、２００７年９月の定時総会をもって全日空ホテルズ労働組合連合会より、現在のＩＨＧ・ＡＮＡホテルズ労働組合連合会へ名称を変更しています。

今後オープン予定のホテルも含め、全国のＩＨＧＡＮＡホテルズのうち、16ホテルの労働組合を組織するホテル業界の労働組合としては、有数の大規模な労働組合です。

ＩＨＧ・ＡＮＡホテルズ労働組合連合会に加盟する各ホテルの労働組合は、連合会を単位として『サービス・ツーリズム産業労働組合連合会』に加盟しています。

皆さん、どうぞよろしくお願いします！



防長トラベル労働組合

防長トラベル労働組合執行委員長の渡邊大智です。

防長トラベルは本州の西の端、山口県の周南市に本社を置き、瀬戸内海側の岩国、山口、下関、日本海側の萩、長門の各市町に支店を構え個人旅行・団体旅行・バスツアーの販売を行う地元に根を張った旅行会社です。

私ども防長トラベル労働組合は、執行部を含めた組合員が11名の小人数によって構成しております。組織の特徴としては11名中９名が女性と言う女性の割合が高いことと幅広い年齢層により構成されている事が挙げられます。

小人数の組織なので直接のコミュニケーションを取りながら活動できる一方、県内に広く営業所が点在している為、組合員が１名のみ在籍している営業所などもあります。このような営業所の状況についてアンテナを張りながら執行部として活動しています。

コロナ禍を乗り切ることは出来ましたが、失ってしまった人材の確保・他組織に比べ劣っている賃金の問題、労働環境の整備と言った目の前の問題について待ったなしで対処していかなければなりません。組合員が元気に働ける充実したワークライフバランスの実現に向けた環境整備に向けて邁進していきますので、サービス連合加盟組合の皆様におかれましては引き続きご協力をよろしくお願いいたします。





編集後記

「共感経営」という言葉をご存じでしょうか？「失敗の本質」や「知識創造企業」等の著書がある経営学者の野中郁次郎氏が唱える考え方で、企業経営や事業遂行において、共感を起点とし、ものごとの本質を直観する中で「跳ぶ仮説」を導き出し、イノベーションが起きる、もしくは大きな成功に至るというものです。共感は、さまざまな局面で介在し、論理だけでは動かせないものを動かし、分析だけでは描くことができないゴールに到達する、起爆剤になると説きます。社会人になってから、まずは分析し、次に計画を立案し、そして実行するというサイクルに慣れていると、共感こそが経営をドライブするという考えは、抽象的でなんとも掴みにくいものと、思案していました。

そのような折、４月13日全国一斉開催で「サービス連合社会貢献活動」が行われました。初めての取り組みでもあり、成功させることができるかと、私も東日本ブロックの事務局としてドキドキしながら参加しました。当日は加盟組合による混成チームをつくり、お子さんもいる中での活動でしたが、出身が違う老若男女が、語り合い、中には同じチームのお子さんをケアしながら、夢中になって取り組んでいました。その時の会話や溢れる笑顔、またゴミを回収した後の充実した表情に触れたとき、まさにこれが共感の力ではないのかと、モヤモヤしていた私は一筋の光が見えたような気がしました。

労働運動は、団結・連帯、それを支える労働者の結集が力の源といわれます。産業別労働組合の旗の下、違いはありながらも、活動をつうじお互いを認め合いながら前進する。労働運動こそ、共感の力が、根幹であり、運動をドライブするものではと、気づかされた春の土曜日でした。ご参加いただいた皆さん、有難うございました。

（S. I.）

組合員向け　ひとりで悩んでいませんか？

無料法律相談のご案内

サービス連合の組合員は誰でも利用できます。法律に関することならどんな内容でも構いません。相談内容は一切秘密にされ相談者の名前や相談内容が外部に漏れることはありません。労働組合に対しても本人の了解なく漏らすことはありません。

※電話相談及び初回の面談相談は無料ですが、事件として委任した場合や文書作成などを依頼した場合は有料となります。



開催日時と会場　毎月第２水曜日18時30分～20時30分「サービス連合本部」（東京）
ご希望の場合はサービス連合本部にご連絡ください。

※サービス連合の顧問弁護士事務所である「東京共同法律事務所」、ならびに「ナンバ合同法律事務所」では、組合員からの相談を直接受けつけています（初回相談無料）。「サービス連合の○○組合」と「相談者の名前」をお伝えください。相談内容の秘密は厳守されますので、ひとりで悩まずにご相談ください。

東京共同法律事務所　03-3341-3133（東京）
ナンバ合同法律事務所　06-6633-5777（大阪）